

# 令和4年4月1日から施設使用料等が改定されます

松阪市では施設を「利用する方」と「利用しない方」との税負担の公平性を確保するため、令和3年2月に策定した「松阪市施設使用料等の見直し方針」に基づき、市内公共施設の使用料等の改定を行います。利用者の皆様におかれましてはご理解のほどお願いいたします。

注意：4月分以降の利用に関して、令和4年3月31日までに申請し承認された場合でも、改定後の新しい使用料金となります。

問い合わせ＝中部台テニスコート（☎0598-23-9655）

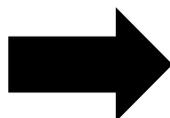
中部台管理事務所（☎0598-26-1472）[Gコート、壁打コート]

三十三銀行アリーナ（松阪市総合体育館）（☎0598-26-7155）

## 松阪市中部台テニスコート 施設使用料

### 改正前

施設	時間区分	使用料	
		平日	土日祝日
テニスコート1面 (A, B, C, D, E及びFコート)につき	①午前9時から正午まで専用使用	1,210円	1,450円
	②午後1時から午後4時30分まで専用使用	1,320円	1,580円
	③午後5時30分から午後8時30分まで専用使用	2,020円	2,420円
テニスコート1面 (A, B, C, D, E及びFコート)につき	専用使用以外の公開日における個人使用、時間区分①、②及び③の時間内で1人1時間	110円	110円
テニスコート {Gコート(壁打コート含む)}	午前9時から午後5時までの時間内で1時間(専用使用は行わない)	110円	110円



### 改正後

使用区分		時間区分	使用料	
			平日	土日祝日
テニスコート1面 (A, B, C, D, E及びFコート)	専用使用	午前9時から午前11時まで	1,160円	1,390円
		午前11時から午後1時まで	1,160円	1,390円
		午後1時から午後3時まで	1,160円	1,390円
		午後3時から午後4時30分まで	870円	1,040円
		午後4時30分から午後6時30分まで	2,020円	2,420円
		午後6時30分から午後8時30分まで	2,020円	2,420円
テニスコート1面 (A, B, C, D, E及びFコート)	一般公開日における個人使用	午前9時から午後8時30分までの時間内で1人1時間	160円	160円
テニスコート (Gコート(壁打コート含む))	個人使用	午前9時から午後5時までの時間内で1人1時間	160円	160円